報 道 発 表

いのちとくらしをまもる 防 災 減 災

令和3年5月28日熊本地方気象台

洪水警報・注意報の暫定基準運用の解除について

洪水警報・注意報の発表基準を暫定基準で運用している益城町について、 6月3日13時より通常基準での運用に戻します。

熊本地方気象台では、「平成 28 年 (2016 年) 熊本地震」の影響を考慮し、一部の市町村において、洪水警報・注意報の発表基準(流域雨量指数基準)を、通常より引き下げた暫定基準(通常基準の7割)を設けて運用しました。暫定基準での運用については、その都度見直し、令和2年度の見直しでは、益城町のみ暫定基準での運用を継続していたところです。

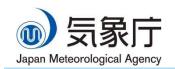
今般の河川施設の復旧状況や災害発生状況などから検討した結果、令和3年6月3日13時より、益城町の暫定基準による運用を解除し、通常基準による運用に戻すこととします。

なお、「平成 28 年 (2016 年) 熊本地震」の影響による洪水警報・注意報の暫 定基準による運用はすべて終了することになります。

※暫定基準運用解除の日時については、悪天候などにより延期する場合があります。

問合せ先:熊本地方気象台 担当:水害対策気象官 西

電話 096-324-3283



いのちとくらしをまもる 防 災 減 災

参考資料



洪水警報・注意報の暫定基準運用を解除し通常基準に戻す市町村

(参考) 洪水警報・注意報の発表基準 (流域雨量指数基準) の暫定運用 (通常基準の7割) 履歴

	熊本市	山鹿市	菊池市	合志市	大津町	菊陽町	西原村	御船町	嘉島町	益城町	山都町	八代市	宇城市	美里町	氷川町	阿蘇市	南小国町	小国町	産山村	高森町	南阿蘇村	天草市	芦北町
平成28年4月16日	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用
平成29年7月7日	\downarrow	終了	↓	\downarrow	\downarrow	\downarrow	\downarrow	↓	1	↓	\downarrow	\downarrow	\downarrow	\downarrow	\downarrow	1	終了	\downarrow	1	\downarrow	\downarrow	終了	\downarrow
平成30年5月30日	\downarrow		終了	終了	終了	終了	\downarrow	↓	↓	↓	\downarrow	終了	\downarrow	1	終了	1		終了	終了	終了	\downarrow		終了
令和元年5月29日	終了						終了	終了	↓	↓	終了		終了	終了		1					終了		
令和2年5月26日									終了	↓						終了							
令和3年6月3日										終了													

↓:継続